

Title	日本の法人税負担とその転嫁
Sub Title	The shifting and incidence of the corporate income tax in Japan
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.9 (1962. 9) ,p.805(29)- 823(47)
JaLC DOI	10.14991/001.19620901-0029
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620901-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

して、その限りにおいて、財政学の認識対象となると私は解釈している。

第二の疑問として、安藤博士は「経費によっていかなる国家給付を作出するかを研究することは、いかなる作用効果を生み出すかを研究することに云い換えることができる」……「経費の作用によって起る利用量を評定すること或は批判することと同意味のものとなるであろう。もともと財政学や経済学では、国家給付とこのような利用ないし効用は同意語と解してよいと考えられる」と云っておられるが、この一節の解釈に私は異議がある。資金の処分がそのままの形態で貨幣給付となる場合を除いて、資金を処分して財貨・用役を調達し、その財貨・用役を処分して公共諸施設を作出する場合がある（多い）。その場合には財貨と用役の処分（使用と貯蔵）が、そのまま用役給付・財貨給付の作用―効果とは同義語ではない。用役給付・財貨給付の形態の国家（公共）給付が国内または国外に提供される結果として、或る効果が現われる。その効果が利用ないし効用を持つのである。

第三の疑問として提出されているものには、第二の疑問の延長が含まれている。私（高木）の経費論の解釈からすれば、経費の決定も評量も当然に財政学の認識対象になるのではないかという質問である。安藤博士は経費の決定はどこまでも国家政策である。経費は国家政策によって与えられたものと見なければならぬと云う（また樹立された国家政策が収入や経費を決定するのであるとも云っている）。私の説明が足りなかったためであろうが、私の解釈が誤解されているようである。私は価値判断は財政学の課題ではないと考えている。安藤博士が指摘する経費の評量（評価）、利用量の評定、効用ないし利用の評定などは価値判断の問題である。同一の事実についても、価値判断は判断者のイデオロギーおよび利害関係などによる主観的な性質を持っている。価値判断ではなくて、効果判断は——財政活動の社会経済的效果を客観的事実として認識し判断することは財政学の認識対象であると私は考えている。効果判断は目的な財政政策の形成過程における基礎的に重要な考慮事項になるが、私は財政政策の決定——また経費の決定そのものが、財政学の認識対象であると考えているのではない。

日本の法人税負担とその転嫁

古 田 精 司

- 一、法人税転嫁の長期的側面
 - 二、説明変数の選択と定義
 - 三、回帰分析による推定
 - 四、結論の有意性
- 附表

最近、わが国においても、法人企業課税のあり方について、再検討が行われるべき必要が、各方面から主張されてきている。その問題点の第一に挙げられるものは、経済活動の直接のいない手である企業の法人税負担は、企業の自己資本の充実を図り、経済発展を促進する上で、障碍として働いていないかという疑念である。

たしかに戦前から戦後にかけての、租税構造の変革は、直接税中心の原則にそって、法人税収入の国税中に占める割合を、急激に押し上げるにいたった。戦前・戦後にわたる法人税収入の、全租税収入に占める割合をみると、昭和九一十一年度では、僅か一〇・三%であったものが、昭和三十二年度では、三〇・三%に達し、以降法人税が、所得税に代って税収の首位

を占めており、昭和三十五年度では、三一・八%にも達した。

また法人利潤に対する法人税の割合(実効税率)をとってみても、企業の法人税負担が、著しく引き上げられていることがわかる。法人税の実効税率の変遷は、大正末期から昭和の初頭にかけて、ほぼ六%前後にすぎなかったものが、戦時体制に突入するとともに急上昇を示し、戦争末期には、五〇%にも達した。戦後は五〇%の水準以上にすることはなかったが、しかし、四〇%台を割ることも少なかった。⁽¹⁾

わが国の法人税転嫁について、関心を寄せる者にとっては、この実効税率の急カーブを描く上昇は、かなりの興味を惹くはずのものである。というのは、アメリカにおいても、同期間における実効税率の変動は、大体一〇%前後から六〇%へと、飛躍的上昇を示しており、この事実をとらえて、法人税転嫁の長期的側面にかんする、実証的推定がいくつか行われたからである。⁽²⁾

法人税転嫁について、理論的分析のもとでえられた回答は、なんら確定的なものではない。法人税負担の一部は費用要因に帰着し、他は経済的余剰に帰着する、という推測の段階にとどまっている。同じように、アメリカで行われた統計的検定も、あるものは、長期的にも、法人税の転嫁はありえないとするのにたいし、他のものは、長期的には法人税の転嫁は、大體において完了していると主張している。

法人税の転嫁がありえないとする分析は、転嫁の測定基準として、法人附加価値に占める法人利潤の割合(Profit Shares)に着目する。アメリカにおける、法人利潤の分け前の長期的変動をみると、課税前法人利潤の分け前は、実効税率の飛躍的上昇にもかかわらず、比較的にコンスタントにとどまったが、課税後の分け前は、税率が増加するにたがって、減少しているようにみうけられる。これは、とりもなおさず、法人税転嫁のありえなかったことを示唆しているものである。

これに対し、法人資本ストックに対する利潤の比率、つまり、資本の収益率(Rate of Return on Capital)を測定基準に選

べば、まったく逆の結論をうることができる。すなわち、資本の収益率の長期的変動を調べると、課税前収益率は、法人税負担の増加とともに上昇したが、課税後収益率は、趨勢としてはコンスタントにとどまっており、これは明らかに、長期には転嫁がほぼ完了していることを示唆しているものである。

アメリカにおける二つの統計的分析は、現実には転嫁について一つであって、一つ以外の事象は生じなかったにも拘わらず、一方は転嫁のありえなかったことを主張し、他方は完全転嫁が生じたことを主張している。この小論では、見解の分れ目となった二つの測定基準について検討を試みるが、さきの統計的分析とはその手法を同じくするものではない。また統計的検証が行われる場合、わが国の法人企業経済活動であって、アメリカのそれではない。要するにこの小論の目的は、わが国の法人税負担について、長期的転嫁の可能性を吟味し、かつ法人税転嫁の課題について、相互に矛盾する結論に、できればいくばくかの光をあてようとするものである。

考察の中心は、法人利潤の変動に着目する Profit Share Approach におかれ、資本の収益率接近法は、副次的に扱われるであろう。また、考察の順序は、まず説明変数の選択と定義をあたえ、それによる回帰方程式の推定を調べ、あわせて、他のありうべき変数の影響を考慮し、最後に、えられた諸結果の有意性を尋ねることになる。

* 本稿は、前稿「法人税転嫁の諸問題(一)」三田学会雑誌(昭和三十七年一月)に引続いて、その(二)に該当するものである。この小論をまとめる契機をあたえ、かつ幾多の示唆と議論の機会を下さったのは、ジョンズ・ホプキンス大学 R・A・マズグレーヴ教授と合衆国経済合同委員会専門委員 G・M・ブランソン博士である。小論が、両氏の御好意にたよる一端となれば幸いである。また、わが国の租税統計・法人企業統計の蒐集・処理については、慶応大学大熊一郎、大蔵省西村紀三郎、経済企画庁先崎久雄の諸氏に、数多の御援助を戴いた。記して深く感謝する次第である。

(1) 戦前・戦後における実効税率(課税前法人総利潤に対する総法人税額の比率)の変遷過程は、左表のごとくである。

出所は、戦前については、大蔵省「昭和財政史V租税」巻末P・14。戦後については、税制調査会「当面の税制改正に関する答申」昭

和三十五年十二月P・105。ただし、戦後の数値は、法人税のほか住民税、事業税等を含んでいる。

年 度	実効税率
大正 9年	7.4%
10	6.5
11	6.5
12	5.7
13	5.8
14	7.5
昭和 1年	6.4
2	5.9
3	6.1
4	5.7
5	6.1
6	5.3
7	5.6
8	6.5
9	7.1
10	9.2
11	9.6
12	14.3
13	19.9
14	27.0
15	32.2
16	34.9
17	40.6
18	42.9
19	50.0
昭和25年	27.9
26	47.0
27	50.0
28	44.6
29	48.8
30	42.5
31	37.6
32	48.7
33	48.5
34	39.1
35	43.4

(2) この種の長期的転嫁にかんする実証的研究については、先きに掲げた拙稿「法人税転嫁の諸問題(一)」を参照。

二

はじめに、法人税転嫁がかりに生じているとすれば、その程度を捉えるべき指標について考えねばならない。おそらく、最も望ましい転嫁の指標は、法人税転嫁にまつるすべての効果を反映し、かつまた、法人税に基づかない効果をすべて排除するようなものでなければならぬであろう。

しかし、そのような理想的指標は、現実には与えられていないから、ここでは、先に述べた二つの測定基準のうち、*Perit Share Approach* に属する法人粗利潤をとりあげること(1)にしよう。本来ならば、この接近法をとる限り、測定基準として、法人附加価値・利潤率が選ばれるであろうが、ここではまず第一次的接近として、法人粗利潤を決定する諸要因を検討し、その上で、法人税転嫁の態様を調べることにしたい。

そこで次には、法人税率の長期的変動の影響をよく反映するような、法人粗利潤の定義を与えねばならない。というのは、法人税率の変動が、転嫁を促すような効果をもつかどうかを見るためには、法人粗利潤が、法人税課税によって、また

それのみによって、いかなる変動をうけたかを、明白にするものでなければならぬからである。

とくにここでは、戦前・戦後を通ずるわが国のインフレ期における価格の引上げを、そのまま法人税の転嫁と結びつける危険を回避するためには、この種の考慮は不可避であろう。なぜならば、インフレ期における価格騰貴は、法人税率の引上げが実施されなくとも生じしうからであって、企業をして価格引上げを行わしめた総需要の増加は、法人税率の引上げとは無関係であると考えることができ(2)るからだ。したがって、法人税の引上げと、総需要の増加との相関とは別に、純粹に租税転嫁の形態を示すような、尺度と転嫁方程式とを選ばなければならない。

法人粗利潤が選ばれた理由は、この種の分析において、減価償却を無視することができないからである。減価償却引当金は、短期はともかくとして、長期正常価格に影響を与え、また課税利潤にも影響するであろう。とくに、われわれがとりあげた期間(昭和七年―昭和三十五年)についてみると、戦前については、昭和十二年以来、臨時租税増徴法による増税とも関連して、耐用年数の短縮ないしは割増償却が行われ、戦後においては、再び耐用年数の延長が実施され、さらに一転して、昭和二十六年には、耐久年数の短縮が行われ、納税者の償却方法選択の自由も拡大されて、今日に到っている。

転嫁の課題に即して、わが国の減価償却政策の特色をみると、有形固定資産については、定率法による償却を無制限に許していることがあげられよう。またそれにも増して重要な特色は、企業の選択する償却については、法定償却範囲内で、その大幅な繰越しを認め、企業行動決定に際しての利潤操作の可能性を広く残している点にある。これらの点を考え合せると、企業の減価償却政策の変更を考慮に入れるような転嫁の指標を選ぶとすれば、減価償却前の可変的利潤である粗利潤をとることが望ましいであろう。

法人利潤算定に際しては、支払利子控除前の利潤を選ぶことも望ましいと思う。一般的にいえば、利潤額それ自体は、帰属利子収益を含んでいるからである。わが国についていえば、支払利子は、企業の損金として課税利潤から落され、一見し

たところ、法人課税と無関係のようにみえるが、戦後の借入金依存度の増大は、法人税率の引上げと切り離して考えることはできないであろう。戦後に借入金依存度が増大した主要因は、企業の高度成長にともない、内部留保を大きく上回る投資が行われ、その資金調達に、比較的調達が容易な金融機関からの融資に依存したことにある。けれども資金コストの面をみると、一般に支払利子が配当率より低く、高率の法人税を含めれば、実質の資金コストは、借入に頼れば増資に頼るよりも半分近くですむという事情を考慮に入れなければならないであろう。したがって、ここでは粗利潤の算定に際し、支払利子を含めることにしよう。

法人粗利潤の算定において、取扱いの著しく困難な項目は、租税特別措置により認められた各種準備金と引当金とである。とりわけ退職給与引当金、貸倒準備金および価格変動準備金は、数多の各種企業に共通して積み立てられており、また負債項目に入れられていながら、実は自己資本として大きく働いている。それゆえ、本来ならば、これら三種の準備金の性格から判断して、すくなくともあるものは、粗利潤の中に繰り入れるべきであるかもしれないが、ここでは後述の扱い方により一応除くことにした。

法人粗利潤とは別に、法人企業活動の望ましい指標をとるとすれば、それは、要素価格で測った法人粗附加価値である。このことは、消費税が通常貸銀と利潤の相対的分け前に影響することなくして、価格水準を引き上げるという命題に照応するものである。この種の統計は公刊されていないが、法人企業の純附加価値と、法人の資本減耗控除とを加えることによっても算定することができる。

いま一つ考慮すべきことは、電気事業のごとき公益企業は、旧公益事業令の適用をうけ、料金はその算定基準が定められ、原価の細目にわたってきびしい規制が行われているから、租税転嫁問題の分析にとっては、すべての時系列から除去すべきであろう。このことは、公益事業が法人税転嫁に成功しているというのではなく、公益事業での転嫁は、非公益事業で

の転嫁とは別問題と考えるからである。しかしここでは、特別にそのような公益事業をとり除くということにはしなかった。

(1) 転嫁測定の目的に利用しうる基準としては、法人粗利潤のほか、(a)粗附加価値における粗利潤の分け前、(b)資本の粗収益率、(c)粗利潤率(売上に対する粗利潤の比率)、(d)価格もしくは賃銀またはその両者、がある。これらの基準の選択は、問題のいかなる側面に、最も関心を抱いているかによって決定される。かりに主たる興味は、所得階層別分布に対する効果にあるならば、aが最も望ましいであろう。もしも投資のインセンティブに対する効果であれば、bが最も有意義であろう。また投資資金の利用可能性ならば、粗利潤絶対額が選ばれてしかるべきであろう。

(2) 伝統的見解によれば、法人税の課税は、投資の純収益を削減し、他の事情にして等しければ、それは新投資額を減少せしめ、かくて生産の制限が行われて、これは価格水準を騰貴せしめると主張された。しかし、この主張は正しいとは思えない。法人税のような課税範囲の広い租税は、主として総需要と雇用に及ぼす効果を通じて、価格水準に影響をもたらす。すなわち、法人税の課税は、投資支出を削減するが、それは有効需要の減少に導いて、通常は価格水準の低下をもたらすからである。

三

Profit Share Approachをとるとすれば、一つの方法として、もし法人税が転嫁するとすれば、課税前の利潤は当然増加しなければならないという観点から、企業の粗附加価値に対する粗利潤の比率の時系列を求め、これを調べることが行われた。われわれは、この方法に代えて、企業の粗利潤が、粗附加価値および法人税収入の函数として、ある種の従属関係に立つとみなし、粗利潤を陽表的に導入することにしよう。

$$(1) P_i = E_i(Y_i, T_i)$$

あるいは、この函数形を特定化して

$$(1') P_i = a_i + b_i Y_i + c_i T_i + a_i'$$

日本の法人税負担とその転嫁

ただし、Pは先のセクションで定義されたような利潤を表わし、Yは要素価格での法人粗附加価値を、またTは法人税額を表わす。uは攪乱項である。最小自乗法により、この方程式に、昭和七年―十八年および二十六年―三十五年の時系列データをあてはめてみると、Tについて一・九五といふかなり高い値をうる。

ところが、統計分析の観点からすれば、この回帰方程式は、すぐさま新たな問題を投げかけてくる。というのは、租税と粗利潤との間には別の関係、つまり租税決定方程式とも呼ばれるべきものがあるから、ここで同時方程式問題を考慮せねばならない。それに加えて、租税決定方程式は、各年度の税法によって決められると考えられる異なった係数をもつであろう。そこで、次のような租税方程式を、ここでは仮定してみよう。

$$(2) \quad T_i = a_1(P_i) + a_2(P_{i-1})$$

ただし、 P_i はなんらの法人税転嫁も生じない場合に期待される利潤水準であり、 P_{i-1} は転嫁にともなう利潤の変化である。また、 b_i は利潤水準 P_i における平均税率であり、 b_{i-1} は限界税率である。注意すべき点は、われわれが粗利潤を用いているために、限界税率は平均税率とはかなり異なることである。

転嫁がない場合に期待される利潤水準は、方程式(1)からT項を落すことによつてうるることができる。

$$(3) \quad P_i = a_3 + b_3 Y_i + u_i$$

転嫁を考慮に入れるならば、方程式(2)と(3)からして、次のような誘導型を導くことができる。

$$(4) \quad P_i = a_4 + b_4 Y_i + b_4 a_1 Y_{i-1} + b_4 a_2 Y_{i-2} + b_4 a_3 + u_i$$

方程式(4)については、 $b_4 Y_i$ と $b_4 a_1 Y_{i-1}$ を変数として、先と同一の期間、昭和七年―十八年および二十六年―三十五年について推定を行った。ただし、 b_4 および $b_4 a_1$ の推定については、かなり強い仮定を必要とした。まず b_4 については、はじめに転嫁の程度にかんする仮定を必要とし、算定を繰り返すことにより修正することができよう。ここでは転嫁がほとんどあり

えなかつたと仮定した。それゆえ、 b_4 は各年度の法人税額を粗利潤のパーセンテージとして表わすような算定方法をとつた。

b_4 の推定については、各年度に適用される法人税率の上限を出発点として用いることにより行われた。その際、各年度における税法の構造的特徴を考慮に入れ、法人税率の下限、各種準備金および控除について調整が加えられた。

かくて、方程式(4)について回帰分析を行うと、われわれが関心を抱いている転嫁係数 b_4 の推定値をうるためには、 b_4 についてえた推定値を $b_4 a_1$ と $b_4 a_2$ のそれぞれに代入しなければならぬ。方程式(4)の $b_4 Y$ からして、 b_4 については $0 \cdot 025$ をうる。これは、あらかじめ予期されていたことであるが、方程式(1)においてえられた c の推定値と比較してみると、租税方程式を考慮しなかつたことから、かなりの偏りが生じている。さらに $b_4 Y$ の項を調べると、これはマイナスの値となっており、無意味であると判定しなければならぬ。その上、この項においては、係数は b_4 と c の積で表わされているため、推定値がかなり小さいものとなっている。ついでながら注意せねばならないことは、この定式化においても、やはり変数の間に、かなりの多重共線型性が残されているということである。

このように、同時方程式問題を抱え込んでしまうと、時系列分析の形でゆくためには、どうしても同じ方向のトレンドがすべての説明変数の系列中に含まれやすいから、なんらかの方法で、前もってトレンドを除いた上で、回帰分析にかけることが必要であつたかもしれない。トレンドを含んだままの形でゆくならば、多元回帰はむつかしくなり、結局いくつかの要因の結合体で、新しい一つの変数系列を作りあげるとかの工夫が必要とならう。加えて、利潤の分け前に対しては、他の影響因子も考えられるから、この線に沿う分析を推し進めるとすれば、追加される変数について、極めて広汎な検定を行わなければならないであろう。

この種の制約は確かに存在するが、これまでの分析をさらに進めるために、新たに二つの変数を導入することにしよう。

一つは、法人粗附加価値の増分 (ΔY) を、変数として導入することである。これは、景気変動の影響が、とくに賃銀と価格の時間的遅れによって、利潤の分け前に影響を与えるということが、一般に認められていることによる。

いま一つ、利潤に影響するものとして、広く認められているものは、資本集約度である。集本集約度測定のみつかしきは、あまりにもよく知られていることであるから、ここでとりたてて論ずるまでもないであろう。転嫁をめぐる問題点としてみれば、それは、投下された資本を貨幣単位で表わしたものなのか、または産出能力を明らかにするようなる種の物理的単位を用いるのか、という選択に帰着するものである。資本集約度が粗利潤にどの程度の影響を与えているかをみるためには、できることならば、減価償却引当金も含めた機械設備の資本ストックの時系列を用いるに越したことはないであろう。これはまた、戦後において、高率の法人税が設備資本の蓄積にどの程度の阻害要因として働いているか、をみるためにも恰好の指標となるかもしれないからである。しかし、戦後はともかくとして、戦前についてこのような資料を求めることは、現状ではないもの、ねだりに等しい。それゆえ、甚だ不満足ではあるけれども、法人企業の貸借対照表のうち有形固定資産勘定をとりだし、それに減価償却引当金勘定を含めることで、転嫁に関連した資本ストックを表わすものとした⁽¹⁾。この資本ストックを K で表わすことにしよう。

追加された二つの変数を組み入れて、次のような回帰方程式の推定を試みてみる。

$$(5) \quad P_t = a_0 + b_1 Y_t + c_1 T_t + d_1 \Delta Y_t + e_1 K_t + w_t$$

法人粗附加価値の増分 (ΔY) と資本ストック (K) を入れたにもかかわらず、この方程式のフィットは悪化しこそすれ改善された形跡はみられないが、しかし、 K に着目すれば有意義な変化が認められる。われわれの課題に即してみれば、戦後の日本経済の特徴として、まず復興期において在来の生産設備の復旧に基礎をおいた生産能力の量的膨脹、さらに次の段階における固定設備の大規模な更新と新增設に基づく生産力の近代化が、異常な急テンポで行われたが、他方では、法人税率

は高水準に維持されていた事実を挙げることが出来る。これは戦前における比較的低度の資本蓄積率と法人税率とを比較すれば、顕著な様相として注目しなければならない。これに対していま一つ注目に値すべき事実は、戦後において企業の収益率の推移をみると、企業の税負担が戦前に比して高くなっているのと同時に、資本の収益率も増大しており、したがって資本に対する課税後の収益率も戦前と大差がないということである⁽²⁾。同じく、自己資本の課税後の取り分も、企業の税負担は戦前よりはるかに高くなっているが、それと同時に、資本の収益率が増大しているので、戦前と大差のないものになっている。

このような変遷を正しく理解するためには、収益率函数を陽表的にとりあげ、法人税を変数として導入し、同様の検定を試みるべきであろう。われわれの方程式(5)をみると、租税構造係数 c については一・四六六という高い推定値がえられ、 K については〇・二〇九という低い推定値がえられる。したがって、われわれの選んだ検定期間については、法人税はともかくとして、資本ストックの変動は、粗利潤の変動に対して、強力な相関関係をもったと考えることはできないであろう。

最後に残された作業は、誘導型により租税構造係数 c を推定した方程式(4)と、新しい変数 ΔY と K を導入した方程式(5)とを結びつけることである。というのは、方程式(1)にかんして修正を重ねてきた結果、租税構造係数 c の推定値についてみるべき調整がもたらされたからである。方程式(4)と(5)を結びつけることによっても、同様に新しい結果を期待してよいであろう。しかしこの段階までくると、われわれは、与えられた統計データの強さ弱さと、転嫁をめぐる経済分析という仕事の大きさとの間の適量関係に留意せねばならない。これは観点を変えるならば、分析の出発点において、統計データと仕事という二者のうち、データを所与として仕事の適量を決めるか、仕事を所与としてデータの強さを決めるか、について態度を明確にすべき事柄であったかもしれない。しかし分析に当って、結果の弱さにかんするある種の諦観をはじめから許すことも問題が残るであろう。ともあれ、最も合理的と思われる態度は、一定の諦観を許しつつも、結果をどう使うかという仕事の

内容を最初に予定して、この仕事に堪えうる適量の強さを設計することであろう。

次の方程式は、方程式(4)と(5)を考慮した上でえられたものである。

$$(6) \quad P_i = a_6 + b_6 Y_i + b_6 c_6 i / Y_i + d_6 \Delta Y_i + e_6 K + u_i$$

この方程式によって、租税構造係数 c を推定すると、それは極めて僅かな数値ではあるが、マイナスの値がえられる。既述のように、現在利用可能な統計データの制約と、それを基礎として計算された構造係数のあまりにも小さな推定値は、転嫁についてのなんらかの断定を許すほど意味があるとは思えない。しかしそれにしても、マイナスの値を解釈するとすれば、それは転嫁がありえなかったということをも物語る証左にはかならないことであろう。これまでの方程式による構造係数の推定結果を、まとめて次に掲げてみる。

方程式

- (1) $P = -203.23 + 0.13Y + 1.95T$
(0.03) (0.40)
- (4) $P = -138.31 + 0.28Y + 0.007TY - 0.00015T^2/Y$
(0.08) (0.005) (0.00008)
- (4') $P = -186.18 + 0.36Y - 0.001TY$
(0.07) (0.003)
- (5) $P = -16.822 - 0.17Y + 1.466T + 0.23Y + 0.21K$
(0.07) (0.49) (0.58) (0.03)
- (6) $P = 3.05 + 0.13Y - 0.002TY + 0.13K + 0.36TY$
(0.14) (0.002) (0.06) (0.04)

ただし括弧内の数値は、標準誤差である。

項目 年度	使用総資本		自己資本	
	粗利益率 I %	粗利益率 II %	税引後 純利益率 %	税引前 純利益率 %
昭和10年下期	9.27	12.30	11.22	13.22
32年上	12.24	16.21	15.55	25.51
33年上	8.21	12.09	7.89	13.18
34年上	9.68	14.03	11.05	18.72

(1) 資本の収益率を測定基準とした、ラーナー・ヘンドリックセンの場合は、貸借対照表に表わされた流動資本、機械および設備等の資産評価額をもって、資本ストックとみなした。これは転嫁分析における彼らの関心が、資本の収益性であったことを示すものである。E. M. Lerner & E. S. Hendriksen, *Federal Taxes on Corporate Income and the Rate of Return on Investment in Manufacturing, 1927 to 1952, Nat'l Tax J.* (Sept. 1956), p. 194. 参照。

(2) 上の表は、戦前・戦後における主要製造業の使用総資本収益率の比較である。これによると、使用総資本の生みだす利益は、減価償却を加算した粗利益率(II)でも、控除した粗利益率(I)でも、概して戦前を上回っている。自己資本についても、ほぼ同様である。税制調査会、前掲書、一〇九頁参照。

四

Profit Share Approach に沿うこれまでの分析を顧みて、果して法人税転嫁にかんする最終的判定がすでに下されているのか、と改めてここで問うてみよう。われわれの分析を仔細に検討すると、えられたところの結論は転嫁を否定するものであるが、すでに幾度も指摘したような分析過程の弱点を考え合せると、その結論も完全に支持するに足るものではない。加えて、Profit Share Approach とは別の接近法(たとえば資本の収益率接近法)をとるとすれば、あるいは転嫁を肯定するような結論を生みだすことも当然予想できるところである。そうだとすれば、われわれの接近法からえられた結論の有意性を尋ねるには、より一層広い視野の下での再検討に委ねらるべきであろう。

大別して、問題は二つに分れるように思う。一つは、われわれが選んだところの接近法と対立する資本の収益率接近法にかんするものであり、いま一つは、法人税転嫁という概念をどのように取扱うべきかという問題である。両者は本来切離

して扱うことはできないが、ひとまず別箇にとり上げよう。

租税転嫁の問題にかんして(私のみるところでは)われわれが最も関心を寄せる実践的課題は、課税の結果が税務当局の意図したものとは異なるものとするように、市場領域において神秘的ななにかが進行しているのか、またはそうではないのか、ということであろう。この課題に答えようとするれば、実効的帰着(実際に生じた所得分配の変化)と、税法上意図されてくる帰着との差異を測定する必要があるかもしれない。これは、まさにマズングレーヴが示唆したところのものである。彼によれば、「このように定義された転嫁は、分配上の目的を達成する租税政策の失敗を測定するような、挫折の指標となる。」⁽¹⁾確かに彼の指摘するように、転嫁という特定の事象の連鎖だけを取りだすことは不可能であろう。とくに、われわれが扱った期間のように、戦前・戦後の緩慢な乃至は急テンポのインフレ段階で生じた価格騰貴を、そのまま法人税の転嫁と結びつけることができない場合には一層しかりである。

それにも拘わらず——そしてマズングレーヴの疑問にも拘わらず——私は、転嫁という概念を有用であるとみなしたい。それは法人税についていえば、課税にともなうて、法人税を法人企業に対する文字通りの直接税か、または消費税のごとき間接税か、法人利潤の分け前の変化を通じて、どちらにするかを扱うものである。この視点は、非弾力的需要をもつ産出物に対する租税は転嫁され、弾力的需要をもつ産出物に対する租税は転嫁されない、とみる伝統的観点と同じである。ただし、シュレジンガーがすでに指摘したように、消費税転嫁の基準は、そのまま法人税に適用することはできないから、両租税の転嫁度を比較する際には、共通の尺度にひき直すことが必要であることはいうまでもない。⁽²⁾

法人税転嫁の推定について、Profit Share Approachをとれば、転嫁の基準について格別の問題は生じない。しかし、資本の収益率接近法のように別の接近法をとればどうであろうか。

資本の収益率に着目する分析は、屢々次のように論ずる。法人税負担が増加すれば、短期においては企業はそれを転嫁す

ることができず、税引利潤と投資の減少をもたらすのみである。それに伴って生じた資本の稀少性は、増税後の収益率が増税前のそれに等しくなるまで続くはずである。その結果(アメリカにおいては)より高い収益率と結びついたより少ない資本ストックは、長期的には、課税後法人利潤の相対的分け前の安定性と一致することができた。少なくともシャープはこの線に沿って論じ、かつわれわれの⁽³⁾とった Profit Share Approach は、転嫁の分析にはふさわしくないと結論しているようである。

資本の収益率がある種の転嫁を反映しているという議論は、高率の法人課税が存在する期間では、法人税により惹起された資本の不足が一層切実となるにつれて、課税後収益率が引き上げられることを意味する。しかしその前に、収益率分析は、法人税が配当金に帰着するのか、または留保利潤か、または実物投資に帰着するのか、を明らかにすべきである。また、かりに実物投資に帰着し、かくして収益率を高めると仮定しても、それが直ちに法人税負担をうち消すようなある種の転嫁が生じている証左である、と論ずることは難しいようである。もし法人税負担が実物投資に帰着するとすれば、それが持続する限りでは、財政資金調達を法人税に代えて一般取引税で行うときには、より高い資本形成が達成されうるという結論に導くからである。すなわち、法人税も一般取引税も共に転嫁されるにもかかわらず、法人税は資本形成により強い阻害要因として働くことになる。

究極のところ、資本の収益率に沿う分析の難点は、投資函数の形状決定の作業に関連するものであり、それは依然としてその緒についたばかりのところにある。おそらく投資函数について決定的なことがいえるようになるまでには、個々の企業の投資活動にかんする綿密な研究の積み重ねを繰り返す必要とされるであろう。そしてまた、収益率を基準とする転嫁分析も、投資の決定要因が明らかにされたならば、それなりにかんがりの説得力をもつ分析帰結をもたらすと期待してよいであろう。

それにしても戦後の課税前収益率は、先にも触れたように、戦前のそれと比較して高められているけれども、それは、戦中および戦後にかけての高率の法人課税が、実物投資を抑制したことによりもたらされた主張することは、極めて難しい

ように思う。確かに高率の法人課税は、資金コストの面から増資にたよるより、借入金を選ぶ方を有利としたが、ではどの程度まで、法人税が自己資本充実にとって障害となつてゐるか、を見極めることもこれまた容易なことではないであろう。むしろ戦中・戦後を通じて、企業の自己資本が低下した事情は、他にその原因を求めるべきである。戦中すでに資金統制の結果、企業の資金調達において、借入金の比重は増大し、自己資本比率は半ばを割る事態にいたり、さらに戦争による資産の喪失、またインフレによる固定資産ないし自己資本の相対的低下、復興期における復金融資への依存など、すでに今日における企業の借入金依存の態勢が確立されたと考えられる。そして現段階においても、借入金依存の基調に変化は見出せないが、それもすでに指摘したように、主として自己資本による資金調達を上回る高度成長によるものであるが、同時に、資金供給面では、短期のみならず長期の資金を供給しうるわが国の金融機関の比重の増大と、資金需要面では、経営者の態度として、資金運用の弾力性の面から借入金を選ぶ傾向があることによるものである。いずれにしても、資本形成に対する法人税の影響が大きいと説明するには、なお一層立入った研究が必要と思われる。

(1) R. A. Musgrave: *The Theory of Public Finance*, p. 231.

(2) E. R. Schlesinger: *Corporate-Income Tax Shifting and Fiscal Policy*, Nat'l Tax J. (March, 1960), pp. 20-21.

(3) C. A. Shoup: *Some Problems in the Incidence of the Corporation Income Tax*, A.E.R. (May, 1960), pp. 457-469.

〔附表説明〕

資料——とくに明記していないかぎりでは、一般的な資料として次のものによつた。戦前については、三菱経済研究所編「本邦事業成績分析」昭和七年度上期・昭和十八年度下期、および昭和二十五年上期・下期、昭和二十六年上期（以下三菱資料と略称）。大蔵省主税局「主税局第五十九回統計年報書」昭和七年度より「主税局第六十九回統計年報書」昭和十七年度にいたる一連の同資料（以下主税局資料と略称）。戦後については、大蔵省「法人企業統計年報」昭和二十六年より三十五年度（以下法人年報と略称）。国税庁「国税庁第七十七回統計年報書」昭和二十六年より「国税庁第八十六回統計年報書」昭和三十五年度にいたる一連の同資料（以下国税庁資料と略称）。

第一欄 法人企業経済活動および法人税の変動指標の時系列を選ぶに当り、ここでは戦前については、昭和七年・十八年、戦後については、昭和二十六年・三十五年をとつた。戦前については、昭和六年以前に遡及できなかった理由は、主として信頼するにたる全法人企業の貸借対照表および損益計算書の資料を入手できなかったことによる。

第二欄 法人粗利潤 戦前については、三菱資料とくに昭和二十五年上期・下期、昭和二十六年上期、八五頁および四二八―四三一頁。戦前の全法人企業利潤の時系列は、他の調整項目との関連もあつて使用されていない。ここでは、三菱資料が選んだ約三〇〇社の法人企業を対象とした。また戦後については、法人年報、とくに昭和三十五年より求めた。調整項目としての減価償却引当金の時系列も、法人利潤と同様の資料に基いて推定されている。

第三欄 要素価格での法人粗附加価値 戦前および戦後について、法人粗利潤の推定と同じ資料に依つた。要素価格での附加価値を算定するため

附表：法人企業経済活動および法人税の変動指標の時系列

(1) 年 度	(2) 法人粗利潤 (P)	(3) 法人粗附加価値 (Y)	(4) 法人税額 (T)	(5) 平均税率 (t')	(6) 限界税率 (t'')	(7) 法人企業資本 (K)
昭和 7年	4.44	8.28	.17	3.8	7.5	62.11
8	6.59	11.21	.28	4.2	7.6	65.21
9	8.03	13.45	.39	4.8	7.8	68.36
10	9.67	16.09	.65	6.6	14.5	70.35
11	11.04	18.30	.78	7.1	14.6	75.59
12	14.16	23.58	1.54	10.9	17.5	82.55
13	18.02	30.49	2.60	14.4	22.0	92.61
14	21.49	36.93	5.09	23.9	27.0	95.65
15	25.89	42.02	6.80	26.3	34.5	106.26
16	25.90	46.52	6.65	25.7	39.5	113.39
17	27.82	51.53	9.23	33.2	40.1	105.13
18	32.47	59.74	11.65	33.9	42.3	111.83
26	4,431	12,124	1,643	37.1	40.0	13,582
27	4,218	15,758	1,697	40.2	42.6	18,209
28	5,269	19,164	1,900	36.1	43.3	23,978
29	6,264	23,655	2,121	33.7	42.7	33,603
30	6,536	24,826	1,821	27.9	40.1	37,847
31	9,192	29,912	2,520	27.4	40.6	44,168
32	13,050	39,800	3,603	27.7	40.7	56,142
33	11,927	40,863	3,179	26.6	39.3	65,770
34	14,466	46,723	3,913	27.0	32.1	72,821
35	22,771	63,994	6,512	29.0	36.4	96,822

日本の法人税負担とその転嫁

には、これらの資料によると法人企業が負担する租税公課のうち、間接税に相当する租税を差引かねばならない。そのための推定資料として、とくに戦前については、大蔵省主税局「税制関係基本統計資料集」昭和二十四年および二十五年を用いた。戦後については、主として法人年報に依拠した。

第四欄 法人税額 戦前については、三菱資料を基礎に、かつ主税局資料を加えて三菱資料収録の約三〇〇社について、推定法人税納税額を算定した。戦後については、主として法人年報を用いた。

第五欄 平均税率 これは、第四欄を第二欄のパーセンテージとしてとった。P/1/P

第六欄 限界税率 各年度について、代表的な限界税率の推定値をうるために、まず大企業に適用される税率を基本として出発した。戦前については、大正九年に制定された法律第十一号所得税法に定める法人の普通所得、超過所得、および清算所得に課される税率を基礎とし、それに同族会社に適用される税率を加味した。そしてこれについて、実際の限界税率と突き合し調整した。ただし、昭和十、十一年度については、第一種所得税のほか臨時利得税率を加算している。また昭和十二、十四年については、さらに法人資本税率を加算した。また昭和十四年以後においては、あらたに導入された租税特別措置による税率軽減化も考慮に入れられた。昭和十五年以降は、法人税法の創設にともない、その税率は所得に対しては百分の十八、資本に対しては百分の一・五と改められた。また臨時利得税および臨時租税措置法にも、限界税率推定に当って考慮すべき重要な改正があった。昭和十六年には、法人税率は所得に対して百分の二五に引き上げられる等、同族会社の加算税および臨時利得税にも増徴が実施された。昭和十八年については、さらに臨時利得税の改正にともない、階級を三階級に分ち税率は百分の五五ないし七五とされた。(戦前の法人税の沿革については前掲「昭和財政史V租税」および市丸吉左衛門著「法人税の理論と実務」三五年新訂版をとくに参照。)

戦後の昭和二十六年では、周知のように一般法人税率は、これまでの三五%から四二%に改められた。また価格変動準備金制度の創設により、法人の負担が緩和されたことは、昭和二十五年の貸倒準備金制度の導入と並んで、限界税率の算定に際しては無視できない。昭和二十七年より二十九年にかけては、各種租税特別措置の拡充があったが、とりわけこの期間に設置され、かつ拡充された退職給与引当金制度は見逃すことができない。また昭和三十年以降は、法人税率の漸次引下げが実施され、昭和三十三年以来は現在の税率(普通法人は所得年二〇〇万円以下の部分三三%、二〇〇万円超の部分三八%)に落ちついている。戦後の限界税率推定に際しては、これら特別措置の利用度と最高税率適用限界とについて、全法人企業所得にウェイトを与えることにより調整された。(戦後の法人税制の推移については、松隈監修・日本租研著「戦後日本の税制」をとくに参照。)

第七欄 法人企業資本ストック 戦前については、三菱資料、戦後については、法人年報に依った。すでに本文で触れたように、これは有形固定資産勘定と減価償却引当金勘定との総和でもって、資本ストックを表わすものとした。本来ならば、資本ストックとは、経済が年々の生産を続け、所得の成長を実現するために必要な生産要素の一つとしての有形固定資産の存在額を指す。かつまた技術的視点(ないしは生産力視点)からすれば減価償却費を含めた粗資本ストックをとらねばならない。その観点は、法人課税がどの程度資本形成を阻害し、またそれは経済成長の制約となっているかをみるためである。しかしこの観点は、資本の帳簿価額をそのままとることによっては貫かれな

(一九六二年七月)